

# 屋外広告物の掲出には 許可申請が必要です。

さくいん

- そもそも屋外広告物とは？ >>> 1. 屋外広告物とは(定義)
- なぜ許可申請が必要？ >>> 2. 屋外広告物の掲出には許可が必要です
- 大きさなどに決まりはある？ >>> 3. 屋外広告物の種類と設置基準
- どこにでも掲出できる？ >>> 4. 屋外広告物には禁止区域、禁止物件があります
- どんな広告物も申請が必要？ >>> 5. 許可を受ける必要のない広告物(抜粋)
- 申請方法は？ >>> 6. 屋外広告物許可申請の流れ
- 料金はかかる？ >>> 7. 屋外広告物許可申請の手数料・許可期間(抜粋)
- 許可を受けたあとは？ >>> 8. 屋外広告物には適正な管理が必要です

## 1. 屋外広告物とは(定義)

屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で、具体的には広告板、広告幕、立看板、はり紙、はり札などをいい、個人や法人の名称、商品名や案内等の文字表示によるものから、商標、シンボルマークなどさまざまなものがあります。また、その内容は営利的又は公共的目的かなどの区別を問いません。

## 2. 屋外広告物の掲出には許可が必要です

看板の落下事故などから市民の安全を守り、また市の美しい景観を守るために広告物の状態を適正に把握する必要があることから、市内で屋外広告物を掲出する場合は条例の適用を受けない広告物を除き市長の許可を受けなければならないと札幌市屋外広告物条例で定めています。

## 3. 屋外広告物の種類と設置基準

屋外広告物の掲出許可を受けるにはその広告物が許可の基準に適合していなければならず、広告物が掲出される地域、広告物の種類などによって、大きさや高さ又は設置方法等を定めています。

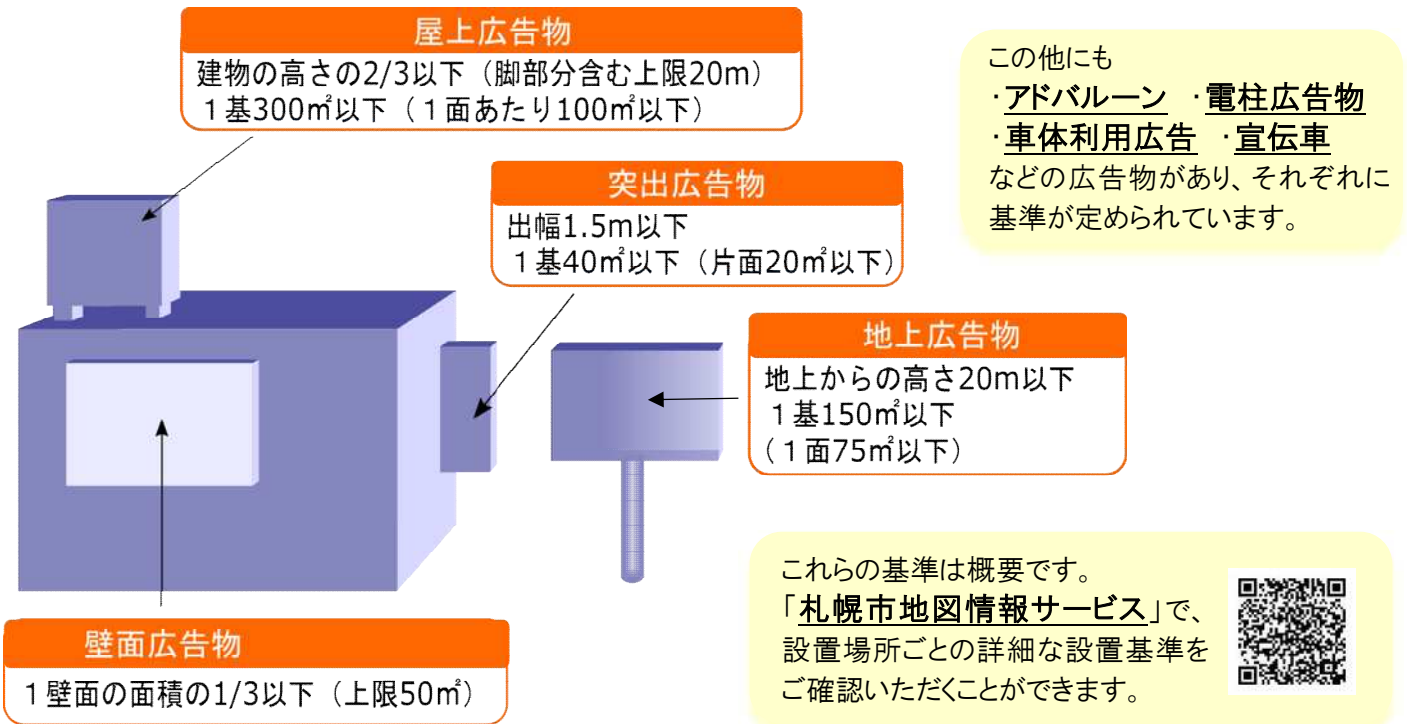
### ●地域別基準

広告物が地域特性や環境等に見合うよう本市内を以下の地域に区分し、それぞれ許可基準を定めています。

第1種地域	市街化区域の地域 (第3種地域、広告物活用地区、景観保全型広告整備地区を除く)
第2種地域	市街化区域以外の地域(市街化調整区域など)
第3種地域	市内の支笏洞爺国立公園の区域内にある市街化区域 (定山溪温泉街の周辺地域)
広告物活用地区	第1種地域よりも基準を緩和。すすきの近辺
景観保全型広告整備地区	第1種地域よりも規制を強化。札幌駅南口・北口、札幌駅前通及び大通

## ● 広告物の種類別基準

一例として、**第1種地域(市街化区域の地域)**における基準をご紹介します。そのほかの各地域では、基準がそれぞれ異なりますのでご注意ください。



## 4. 屋外広告物には禁止区域、禁止物件があります

### ● 禁止区域(屋外広告物を掲出できない区域)

- ・ 第1種・第2種低層住居専用地域(道路敷地は除く)
- ・ 風致地区の全域(ただし、対象の地区により掲出可能な区域や掲出可能となる基準があります)
- ・ 高速道路(札幌・道央自動車道:道路中心線から100m(郊外の一部は500m)以内の道路面以上の高さの区域)
- ・ 鉄道沿線(線路の路端から100m以内の路盤面以上の高さの区域)
- ・ 市道西南線(ミュンヘン大橋周辺) など

### ● 禁止物件(屋外広告物を掲出できない物件)

- ・ 街路樹・路傍樹やこれらの樹木の防護柵その他の附属物
- ・ 信号機、道路標識、歩道柵 ・ 消火栓
- ・ 郵便ポスト、電話ボックス、変圧塔及びガス圧力計塔 など

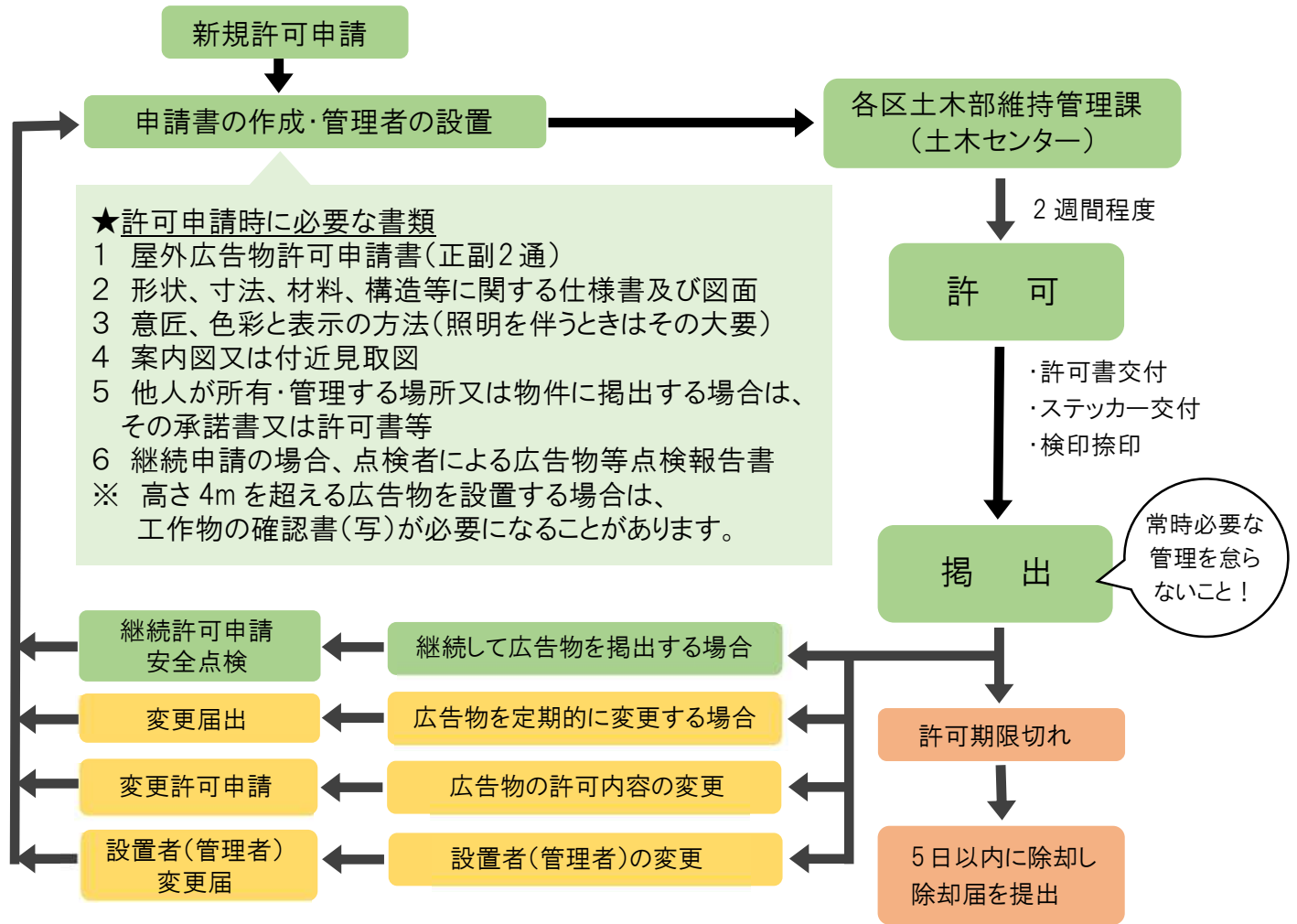
### ● 「はり紙」「はり札」「立看板」「広告旗」を掲出することができない物件

- ・ 電柱、街路灯柱その他の柱類
- ・ 道路の附属物(歩道橋、カーブミラーなど道路管理者が設置するもの)
- ・ 道路占用物件(工事事務所、分電盤など道路上又は上空を占用するもの) など

## 5. 許可を受ける必要のない広告物(抜粋)

- ・ **自家用広告物(7. ※2参照)**で表示面積(合計)が**10㎡以下**、かつ、広告物自体の高さ(縦の長さ)が20mを超えないもの  
※禁止地域に掲出する場合は、表示面積(合計)が10㎡以下、かつ、広告物の高さが地上10mを超えないもの(電光板、ネオン、点滅する照明及び回転灯などの使用は不可)
- ・ 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき掲出する広告物で、表示面積(合計)が3㎡以下のもの
- ・ 工事現場等の板塀や仮囲いに掲出する広告物で、次の要件を満たすもの  
(ア) 工事内容の表示又は工事物件の宣伝を目的とする広告物、工事の管理上の必要に基づき掲出する広告物で、表示面積がそれぞれ3㎡以下のもの  
(イ) 宣伝を目的としない絵画や写真等を直接表示するもので、表示面積が板塀等の1面の3分の1以下のもの

## 6. 屋外広告物許可申請の流れ



## 7. 屋外広告物許可申請の手数料・許可期間(抜粋)

区分		許可申請手数料		許可期間	摘要
		単位	金額		
広告板 (屋上広告 壁面広告 突出広告 地上広告) など	照明なし	表示面積 5㎡ごと	1,300円	3年以内 (※1)	・土地に固定して設置するもの ・建物その他の工作物又はこれら以外の物件に 装置するもの ・これらに類するもの
	照明あり		1,900円		
電光板			1,900円		
広告網 広告幕 など		1枚につき	700円	1年以内	建物その他の工作物又はこれらの物件に懸垂し、 又は添加するもの等

・申請する広告物が自家用広告物(※2)の場合は、合計表示面積から10㎡を差し引いてから、手数料の算定をします。  
 ・手数料は、申請書の審査後に土木センターが発行する納入通知書により、金融機関で納めてください。

※1 内容を定期的に変更するものは、許可期間が1年以内となります。

(例:映画館の広告、ポスター掲示板、新商品等の発売毎に盤面が変わる広告など)

※2 「自家用広告物」とは、自己の住所地において自分の名前や住所を表示する広告物をいいます。また、自己の事業所、営業所、店舗等やその敷地内で、これらの名称、内容、商標、販売する商品名、所在地などを表示する広告物も、「自家用広告物」となります。

## 8. 屋外広告物には適正な管理が必要です

美しい広告物も時間の経過とともに老朽化し、放置したままにしておくと、強風などにより重大な落下事故を引き起こす危険性があるため、札幌市屋外広告物条例により、**設置者**や**管理者**には屋外広告物を良好な状態に保持する義務が課せられています。



底が剥がれています



腐食が進んでいます



外枠が錆びています

### 定期的に点検を行い、安全管理に努めましょう

●点検の結果により、必要に応じて**補修**、**大規模改修**、**撤去**等をしてください。

屋外広告物の点検は高所での作業及び専門の知識・技能が必要で、危険が伴うこともあります。場合によっては専門の屋外広告業者に相談しましょう。札幌市の登録業者は、市のホームページで確認できます。

#### ●点検項目(参考)

区分	点検内容
基礎	上部構造の支えの傾斜、ぐらつき
支持部 ・ 取付部	鉄骨の錆発生、塗装の老朽化
	鉄骨接続部(溶接部・プレート)の腐食、変形
	鉄骨接続部(ボルト)のゆるみ、欠落
	アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形
	ベース周辺、コーキングの老朽化、溶接部の劣化
広告板 ・ 文字	取付対象部(柱・壁・スラブ)取付部周辺の異常
	広告板面文字等のひどい汚れ、変色、錆
電気設備	広告板面文字等の破損、変形、ビス等の欠落
	枠組み部材の破損、ねじれ
	光灯・照明灯・LEDの不点、ネオン管の不発光
	照明器具・LEDの取付部の破損、変形、錆、漏水
	ネオン管・サポート類の破損
	ネオントランス・その周辺の損傷、接続不良
	分電盤の腐食、破損
	電源配線経路の腐食、破損、漏電
安全ブレーカー・タイムスイッチ等の劣化、損傷	
避雷針の突針部・導線固定部の腐食、損傷	

#### ●有資格の管理者・点検者が必要になる場合があります。

許可申請を受けている広告物は、一部の簡易な広告物等を除き、**必ず有資格者が点検を行い、報告をしていただく**必要があります。また、**1基10㎡を超える大型の広告物は日常の管理者も有資格**である必要があります。

#### 管理者・点検者に必要な資格

- 屋外広告士
- 広告美術仕上げ1級合格者
- 屋外広告物講習会修了者で、かつ、次のいずれかに該当する者
  - ・建築士(1級または2級)
  - ・特殊電気工事資格者(ネオンのみ)
  - ・電気主任技術免状取得者(1級~3級)
  - ・屋外広告物点検技能講習修了者

本パンフレットは代表例の紹介です。詳細はこちらでご確認ください。

#### ●屋外広告物許可申請についてのご相談:各区土木センター

- ・中央区 Tel614-1800 (中)北12条西23丁目SDC北12条ビル
- ・豊平区 Tel851-1681 (豊)西岡3条1丁目
- ・北区 Tel771-4211 (北)太平12条2丁目
- ・清田区 Tel888-2800 (清)平岡2条4丁目
- ・東区 Tel781-3521 (東)北33条東18丁目
- ・南区 Tel581-3811 (南)南31条西8丁目
- ・白石区 Tel864-8125 (白)本通14丁目南
- ・西区 Tel667-3201 (西)西野290の10
- ・厚別区 Tel897-3800 (厚)厚別町下野幌45の39
- ・手稲区 Tel681-7411 (手)曙5条5丁目

#### ●本パンフレットの作成課

札幌市建設局道路管理課 Tel211-2452  
 (中)北1条西2丁目 札幌市役所6階  
 E-mail : oku-kokoku@city.sapporo.jp

札幌市 屋外広告物

検索

制度の詳細は  
コチラ



さっぽろ市  
02-K01-20-1766  
R2-2-1137